第１回地方税統一 QR コードの活用に係るワーキンググループ

令和８年 10 月 30 日（金）
書　　面　　開　　催

〔 議　題 〕

地方税統一ＱＲコードの活用に係るワーキンググループの開催について

〔 資 料 一 覧 〕

地方税統一ＱＲコードの活用に係るワーキンググループについて（事務局）

令和８年 10 月 30 日

地方税統一 QR コードの活用に係るワーキンググループ　開催要綱

１．趣旨・目的

令和５年度からの地方税統一 QR コードの活用開始に向けて、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行うため、「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）が開催されてきた。

今般、地方税統一 QR コードの更なる活用に向け、具体的な活用方策や実務上の課題等について検討を深めるため、検討会の下に新たにワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催するものとする。

２．検討事項

ワーキンググループにおいては、地方税統一 QR コードの更なる活用に向け、具体的な活用方策や実務上の課題等について関係機関間で検討・情報共有等を行う。

３．ワーキンググループ構成員

所属	内訳
地方団体関係	東京都、福岡県、仙台市、横浜市、前橋市、三鷹市、 高松市、津幡町
金融機関関係	全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、 全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、 農林中央金庫、ゆうちょ銀行
国等	総務省、地方税共同機構

４．運営

本ワーキンググループの事務局は、総務省及び全国銀行協会が担う。地方税共同機構は、必要な協力を行う。

５．開催期間

令和８年 10 月以降、本ワーキンググループが解散を決議するまでの間

６．その他

本ワーキンググループは非公開とする。

資料および議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、ワーキンググループにおいて必要と認める場合については非公開とする。

以　上

地方税統一QRコードの活用に係るワーキンググループについて

○　令和５年度からの地方税統一QRコード（eL-QR）の活用開始に向けて、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行うため、**「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」を開催**（R3.9~R7.1 計13回）。

○　**eL-QRの更なる活用に向け、具体的な活用方策や実務上の課題等について検討を深めるため、検討会の下に新たにワーキンググループを設置。**

〈検討会〉

地方税統一QRコードの活用に係る検討会

・検討事項：eL-QR活用に向け、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行う。
・構成員　：地方団体（17）、金融機関（８）、事業者（３）、国等（２）で構成

〈WG〉

地方税統一QRコードの活用に係るワーキンググループ

・検討事項：eL-QR活用方策、手数料の見直し、品質確保、自治体窓口での導入等

ワーキンググループ構成員	
地方団体関係（８）	東京都、福岡県、仙台市、横浜市、前橋市、三鷹市、高松市、津幡町
金融機関関係（８）	全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、 全国信用金庫協会、 全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行
国等（２）	総務省、地方税共同機構